

倉敷市老人福祉施設整備計画（令和８年度介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴ設備整備分）募集要領

令和７年６月２３日

倉敷市保健福祉局

１ 趣旨

老人福祉施設の設備整備に対して、適正かつ公正な審査を経て、設備整備等に要する費用の一部を助成することにより、介護従事者の身体的負担の軽減、介護現場の業務の効率化・生産性向上を図る。

２ 募集対象施設等

- ・整備区分は「開設準備」とする。
- ・整備圏域は「市内全域」とする。

（１） 定員３０名以上の広域型施設等

対象施設	補助単価	単位
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	４９６千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		
養護老人ホーム		
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）		

（２） 定員２９名以下の地域密着型施設等

対象施設	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	４９６千円	定員数
小規模な介護老人保健施設		
小規模な介護医療院		
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受ける		

※小規模
多機能型

もの)		居宅介護
認知症高齢者グループホーム		事業所及
小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4 9 6 千円	び看護小規模多機能型居宅介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所		にあつては、宿
看護小規模多機能型居宅介護事業所		泊定員数とする。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	8, 250 千円	施設数

3 補助額の算定方法

補助額については、大規模修繕に要する経費の額の3倍を補助上限とし、上記2に定める対象施設の区分ごとに、補助単価に単位の数に乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。

なお、補助上限の算定基礎となる大規模修繕に要する経費とは、計画時には見積額だが、補助金額の確定の際には実支出額とされる点に留意すること。

4 対象事業

(1) 2の募集対象施設において、次のア又はイに該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。クロス張替え等の模様替え・美装化は含まない。）を実施する際に、ウ又はエの設備（機器等）を導入する事業（経費）を対象とする（※1）。

なお、本事業において、大規模修繕と設備（機器等）の導入は、親和性があること。

<大規模修繕>

ア 施設の一部改修

一定年数（おおむね10年）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や、外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事

イ 施設の付帯設備の改造

一定年数（おおむね10年）を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

<設備（機器等）>

ウ 介護ロボット設備

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるような先駆的な取組を実施するための経費

エ ICT

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費

【対象整備の例示】

- ・ナースコール設備改修と介護システム連動の見守りセンサー・Wi-Fi環境整備
- ・浴室の改修工事とロボット技術を用いた浴槽の出入り動作の支援機器整備
- ・給排水設備の改造工事とロボット技術を用いた設置位置を調整可能なトイレ整備

【対象外経費の例示】

- ・介護ロボット・ICT以外の設備整備に係る経費、訓練期間中の職員雇上げに係る経費、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等
- ・浴室改修工事に係るバスタブ本体の経費
- ・一气通貫の介護システム構成機器では、介護ソフトの稼働に必要となる代表のモニター端末等を除き、事業所に置いて一般事務にも使用可能な汎用パソコン（スマホ・タブレット等のモバイル端末で代替可能なPC利用は対象外。）
- ・機器等の設定費、保守・サポート費、使用权（ライセンス）に係る設備導入から2年目以降の経費（初年度経費のみが対象のため。スマートフォンやタブレットの保証サービスは予めすべて対象外。）
- ・数量面で予備的に購入する機器等
- ・その他の対象外備品（主なもの）

電話機及び電話機に繋がる配線や、ベッドサイドレール、マットレス、スマホ・タブレット用のケース等、介護ロボット設備・ICTに相当しない備品や付属品

（2）事業実施にあたっては導入計画の策定及び導入効果の報告を行うこと（※2）。

※ 1、2 詳細については、令和 3 年 3 月 4 日老高発 0304 第 1 号／老認発 0304 第 1 号
厚生労働省老健局高齢者支援課長／認知症施策・地域介護推進課長通知「地域
医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等
に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施の一部改正について」の別
紙 1・別紙 2 を参照すること。

5 整備年度

令和 8 年度中に整備が完了すること。

6 募集期間・応募方法

（1）募集期間

令和 7 年 6 月 23 日（月）から令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時 15 分まで

（2）応募方法

所定の応募書類（事業計画書）に必要事項を記入し、募集期間内に持参し、受理され
ること（郵送は不可とする）。

（3）提出部数等

A4 版フラットファイル（色指定なし）に番号入り仕切紙（仕切紙に番号入りのイン
デックスを付ける。）を挟み、2 部提出すること。

なお、提出された事業計画書は返還しないため、事業者側でも控えを保有すること。

（4）注意事項

次に掲げる場合の事業計画書は、受理しないので注意すること。

ア 募集の条件に適合しない場合（対象施設がおおむね 10 年の経過年数に満たない、
大規模修繕と導入予定機器との親和性が認められない等。条件適合の是非に疑義が
ある場合は、応募書類の作成前に予め、下記の問い合わせ先まで相談すること。）

イ 書類の不備が認められる場合

（5）応募・問合せ先

〒710-8565 倉敷市西中新田 640

倉敷市保健福祉局健康福祉部介護保険課

電話 086-426-3343

なお、応募書類等は、次のホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/fukushi/welfare/1004016/1016329/1019077.html>

7 応募資格

現に市内で募集対象の施設を運営する事業者であること。

8 審査方法

施設整備に係る審査・選定は、倉敷市社会福祉施設整備等審査会において行う。

なお、基準点を満たさない計画については、補助協議の対象として選定しない。

※補助協議の対象施設として選定されても、国（県）補助が実施されない案件に対する市の単独助成は行わない。

※補助協議の対象施設として選定されたとしても、その時点で当該補助が確定するわけではないことに留意すること。

9 今後のスケジュール（予定）

令和7年10月 事業計画書に対する詳細を必要に応じてヒアリング

12月 倉敷市社会福祉施設整備等審査会において、整備対象となる事業計画を選定

令和8年 1月 選定された事業計画の事業者名・代表者名等を公表

10 施設整備の方針

（1）建物及び設備計画

建物及び設備計画は、都市計画法、建築基準法、消防法、厚生労働省通知、その他の関係法令及び規定に適合するものであること。事前に関係部局と協議し、必要な許認可等を受けることができる計画であること。

（2）資金計画

既存の事業に影響を与えることなく、工事費、設備費、工事事務費、運転資金及び償還財源等を確実に保有し、かつ、事業費高騰等不測の事態に対応できるよう予備費を計上していること。また、整備後においても健全、かつ、安定した事業運営が確認できる計画であること。

（3）補助金の額

計画する上での補助金の額は、倉敷市施設開設準備経費等支援事業費補助金交付要綱により算出された額とする。ただし、補助金の額を確定させるものではない。

（4）借入金

借入れは、福祉医療機構からの融資、市中銀行と福祉医療機構との協調融資、市中銀行

からの単独融資のいずれかとする。ただし、市中銀行からの単独融資は、担保提供が無い場合に限り認める。

なお、協調融資による借入を計画する場合は、福祉医療機構に事前に相談し、借入超過にならない範囲内での借入計画であること。

1 1 その他

- (1) 審査会において補助協議対象施設として選定された場合にあっては、その時点で当該補助が確定するわけではなく、当該補助に係る予算が倉敷市議会において議決され、かつ、国（県）補助の内示が得られた場合に、内示額の範囲でのみ補助対象となることに留意すること。
- (2) 導入機器等供給業者の選定は、補助金の内示後に行うこと。
業者の選定にあたっては、倉敷市の契約方法に準拠した入札を行うこと。
- (3) 応募書類の作成に伴う一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 応募された事業計画は、審査会において、資金計画や建築計画等を総合的に審査し選定されるものであるため、選定された事業計画は当然に遵守されるべきものである。したがって、原則として変更は認められないため、十分に検討を行った上で、実施可能な計画として応募すること。なお、選定以後に計画変更が判明した場合には選定を取り消す場合がある。
- (5) 応募書類は、施設種別ごとに作成している提出書類目録で確認すること。なお、提出書類及び内容に疑義が生じた際は、市に対し速やかに確認及び協議を行うこと。
- (6) この要領で示している対象施設及び補助単価等は、現時点で国（県）が示す整備方針に基づいたものであり、今後、変更や補助対象外となる可能性があることに留意すること。
- (7) 国の定める耐用年数に満たずに補助金の交付を受けて取得した財産の処分（事業の廃止等）を行う場合、補助金の返還を要す可能性があることに留意すること。